

静岡県がんセンター局告示第4号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月19日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 小 櫻 充 久

4の表中

「

種別	単位	金額	備考
(1)～(6) (略)			
(7) 先進医療料			
ア～キ (略)			
ク 陽子線治療 根治切除が可能な肝細胞がん（初発のものであり、単独で発生したものであって、その長径が三センチメートルを超え、かつ、十二センチメートル未満のものに限る。）	1件につき	1,600,000	

」を

「

種別	単位	金額	備考
(1)～(6) (略)			
(7) 先進医療料			
ア～キ (略)			

」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。